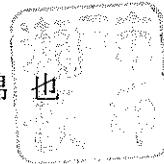


22 瀬生 第204号
平成22年10月29日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

瀬戸市長 増岡 錦也



平成22年8月20日付けで提出のありました陳情書について、下記のとおり回答します。

記

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回 答】社会福祉課

社会保障施策も自治体が担うべき役割の一つとして認識し、担うべき範囲等全体的バランスを踏まえてすすめていく考えです。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回 答】社会福祉課

要望、独自継続については、行う考えはありません。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

【回 答】社会福祉課

現在ご指摘の条例の導入については、行う考えはありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回 答】高齢者福祉課

減免につきましては、国から示された三原則(保険料の全額免除、収入のみに着目した一律免除、一般財源の投入を行わない)の遵守を原則とし、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回 答】高齢者福祉課

介護保険法においては、利用料を減免できる要件が災害など省令で限定されており、本市の独自減免は困難なところでございます。

なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされているところでございます。また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担額軽減制度を支援する助成を行っており、ご理解賜りますようお願いします。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

【回 答】高齢者福祉課

利用者の状況において、生活援助サービス等の必要性を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネージャー等が適切に判断してサービスが提供されているものと考えております。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回 答】高齢者福祉課

平成23年度までを計画期間とした第4期介護保険事業計画に基づき、民間活力を取り入れた施設・在宅サービスの基盤整備等の拡充に努めてまいりたいと考えております。

なお、地域密着型サービスの整備に当たっては、国の「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を活用し、積極的な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回 答】高齢者福祉課

平成21年4月に改定された介護報酬及び国が実施しております介護職員処遇改善交付金により、介護職員の処遇改善に努めていただきたいと思います。

なお、本市といったしましては、介護労働者を安定的に確保するための財政支援は、他業種との均衡を阻害することから考えておりません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回 答】高齢者福祉課

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、それに類する世帯のうち、食事の調理が困難で栄養指導や改善が必要な方を対象に昼食及び夕食を含め週最大6回まで栄養のバランスのとれた食事を提供する「食の自立支援事業」を実施しておりますが、今後も本事業の継続に努めてまいりたいと考えております。

なお、ふれあい会食につきましては、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会の地区社会福祉協議会で実施しております。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実し

てください。

【回 答】高齢者福祉課

加齢に伴う心身機能の低下により、日常生活に支援が必要なひとり暮らしや高齢者世帯に生活支援型ホームヘルパーを週1回、90分を限度に派遣し、自立生活の維持及び要介護状態への進行防止を図っておりますが、今後も本事業の継続に努めてまいりたいと考えております。また、民生委員児童委員及び7か所の地域包括支援センター職員による高齢者実態調査等をもととした見守り活動についても、引き続きお願ひしてまいりたいと考えております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回 答】高齢者福祉課・社会福祉課・生活課

瀬戸市福祉保健センターに開設しております老人福祉センターでは、バスの送迎付きで利用いただいており、高齢者の生きがいづくりの一助になっているものと考えております。また、同バスについては、障害者の方にもご利用いただいております。さらに、障害者の方には市内を巡るコミュニティバスを半額でご利用いただけるなどの支援もしております。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回 答】高齢者福祉課

宅老所につきましては、委託方式により3か所開設いたしておりますが、介護予防の観点から継続に努めてまいりたいと考えております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回 答】生活課

現在、市営では20戸が整備されており、県営では105戸が整備されております。

★(3)障がい者控除の認定について 高齢者福祉課

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回 答】

介護認定を受けている65歳以上の方で、6ヶ月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障のある方及び知的障がい者、身体障がい者などと同程度の障がいのある方については、障がい者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回 答】

要介護と認定された全ての方へ、要介護度が記載された被保険者証の送付封書に案内書を同封しております。

2. 高齢者医療などの充実について 国保年金課

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回 答】

自己負担額の補助については、県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回 答】

負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回 答】

県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回 答】国保年金課

子ども医療費助成制度は、平成20年4月から、通院については小学校3年生まで、入院については中学校3年生までを対象として実施しております。愛知県の制度を上回る部分(小学校1～3年生の通院)は、市単独で助成を行っており、現時点では更なる無料化の拡大については考えておりません。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回 答】健康課

平成21年度から妊婦健診の助成回数を14回に拡大したところです。今後の助成拡大につきましては、国の動向や他市の状況等を勘案し、検討していきたいと考えています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【回 答】学校教育課

瀬戸市では現在、就学援助対象基準は、生活保護基準額の1.25倍以下の世帯しておりますが、近隣市町と比較しても低い基準ではないと認識しており、引き上げる考えはありません。

また、瀬戸市では、申請は各学校と教育委員会双方で受け付けしております。

なお、民生委員の証明は必要と存じません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回 答】学校教育課

現在は、考えていません。

4. 国保の改善について 国保年金課

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

【回 答】

広域化には賛成の立場です。

★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回 答】

一般会計からの法定外繰り入れについては、今後とも、一般会計、国保特会相互の財政状況を見ながら、また、社会保険制度の中での受益と負担の関係を踏まえて、適切に判断していくものと考えます。

- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回 答】

現状を変更する予定はありません。

- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回 答】

現状を変更する予定はありません。

- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回 答】

現状を変更する予定はありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回 答】

負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回 答】

適切に対応していきたいと考えております。

- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回 答】

保険料を支払う意思があつて分納している世帯については、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を交付していきたいと考えております。完納あるいは完納の目途が立った時点で通常証を交付させていただいております。

- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調

査を実施してください。

【回 答】

保険料滞納者の生活実態把握については従来から努力しているところです。また、滞納処分については、適切に対応していきたいと考えております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回 答】

医療費の窓口負担の減免につきましては、厚生労働省から今般基準が示されたところで、それに基づき運用を行う予定です。

5. 障がい者施策の充実について 社会福祉課

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回 答】

負担が重くなりすぎないように、所得に応じて上限が決められていることから無料の考えはありません。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

【回 答】

地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、応益負担の原則は必要なものと判断しており、所得に応じて上限が決められていることからも収入認定基準を変更することは考えておりません。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

【回 答】

地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、各サービスのバランスを保つなかで、予算を検討してまいります。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

【回 答】

地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、応益負担の原則は必要なものと判断しておりますので、独自に軽減策は考えておりません。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

【回 答】

障害者福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に判断するため、障害者程度区分認定マニュアルにより調査を行い、区分認定審査会に諮っていることから、制度の見直し及び撤廃は考えておりません。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

【回 答】

広域的にサービス提供事業者を利用できるよう情報提供を行っていきます。

6. 健診事業について 健康課

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

特定健診、女性特有のがん検診は年1回無料で実施していますが、健(検)診事業に対する応分の負担は、やむを得ないものと考えております。ちなみに、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除をしております。

実施期間については、医師会・歯科医師会との話し合いの中で、個別方式で6月・7月・9月及び10月の4か月間を健(検)診期間としていますが、これを変更する考えはありません。

歯周病予防健診は、20歳以上の方を対象とし、毎月2回集団方式で実施しているほか、30歳から70歳の方のうち5歳ごとを対象とした歯科節目健康診査を実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

国保加入者の30歳から39歳の方を対象とした生活習慣病予防健診を実施しているほか国保加入者以外の30歳から39歳の女性を対象とした「女性の健康診査」を実施しています。

応分の負担は、やむを得ないものと考えております。

7. 予防接種について 健康課

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

【回答】

国の動向や他市の状況等を勘案し、検討していきたいと考えています。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

【回答】

市長会等を通じて要望を検討してまいります。

8. 生活保護について 社会福祉課

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

法に従い行っております。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】

基準に従い配置しております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】高齢者福祉課

国庫負担(調整交付金)の増額につきましては、これまで全国市長会を通じて要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。また、介護労働者の待遇改善につきましては、平成21年度の介護報酬の改定及び介護職員待遇改善交付金により改善が図られているものと思っております。

- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】健康課

妊産婦検診の補助金を拡大し、恒久措置とすることについては、市長会等を通じて要望を検討してまいります。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

【回答】健康課

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

【回答】社会福祉課

要望等の申入れについては、行う考えはありません。

- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

【回答】国保年金課

①②③④意見書・要望書の提出を行う考えはありません。(妊産婦健診については別回答)

【回答】健康課

市長会等を通じて要望を検討してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回 答】社会福祉課

現行定められた基準を遵守するため、要望等の申入れについては、行う考えはありません。

【回 答】国保年金課

①②③④⑤⑥意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回 答】国保年金課

①②③④意見書・要望書の提出を行う考えはありません。